

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

総 務 課

目 次

重点事項

第1 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 地域生活定着促進事業の概要について | 1 |
| 2 地域生活定着支援の現状及び課題について | 1 |
| 3 令和7年度の取組について | 2 |
| 4 その他 | 6 |

連絡事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| 第1 共同募金運動について | 10 |
| 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について | 10 |
| 第3 無料低額診療事業について | 11 |
| 第4 その他 | 11 |

参考資料

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 令和7年度予算(案)の概要(社会・援護局(社会)) | 14 |
| 2 社会・援護局の組織見直し(案) | 32 |

重点事項

第1 矯正施設退所者等への地域生活定着支援について

1 地域生活定着促進事業の概要について

地域生活定着促進事業は、犯罪をした人等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする人等について、各都道府県の設置する地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）が、地域の福祉関係機関等と連携・協働し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、「地域共生社会」の実現を図るものである。

本事業は、平成21年度から、刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に入所している人のうち、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要のある人等が、退所後直ちに必要な福祉サービスを受けることができるようにするための支援（いわゆる出口支援）を行っており、一定の成果を挙げている。

令和3年度からは、被疑者等支援業務（被疑者・被告人等への福祉的支援（いわゆる入口支援））を新たにセンターの業務として位置付けたところであり、令和6年度からは、全ての都道府県において同業務を実施する体制が整備された。

2 地域生活定着支援の現状及び課題について

地域生活定着促進事業は、「①コーディネート業務」、「②フォローアップ業務」、「③被疑者等支援業務」、「④相談支援業務」、「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」による5つの業務を通じ、「地域共生社会」の実現を図っていくものである。

近年、一部のセンターにおいて、官民協働の支援ネットワークの構築が進みつつあるものの、全国的な傾向として、重層的支援会議や（自立支援）協議会等といった既存の各種協議体に参加しているセンター数は、再犯防止推進協議会を除き、全体の半数未満であるということが調査研究結果によって示されている。その結果、センター間の年間支援件数における最大と最小の差が、約1.4倍の地域差として生じているだけでなく、地域によっては必要なニーズに必要な支援が届いていないという状況が現れているものと考えられる。

これらの状況は、様々な生きづらさを抱えた人等への支援を行うセンターが、地域の中で孤軍奮闘した支援を行うのではなく、地方公共団体や関係機関等との協働、地

域における支援ネットワークの構築等にも力を注ぎ、地域の総合力を生かした事業を実施していくことが重要であることを示唆している。

3 令和7年度取組について

(1) 令和7年度予算（案）について

令和7年度予算（案）においては、上記2に記載の調査研究結果に加え、地域生活定着促進事業に関する実施状況調査においても同様の課題が明らかとなったことを踏まえ、「⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務を、全てのセンターにおいて確実に実施できるよう、新たに「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を基礎事業費として追加した。

これにより、上記2に記載の①から④までの業務と同様に、地方公共団体や関係機関等との協働、地域における支援ネットワークの構築等により、地域の総合力を生かした事業実施に向けた礎作りにも注力いただき、孤軍奮闘の支援からの転換を図り、効果的かつ効率的な事業運営をお願いしたい。

(2) 官民協働の支援ネットワークの構築強化等について

ア 官民協働の支援ネットワークの構築強化

官民協働の支援ネットワークの構築強化においては、以下のような取組を行うことで、各種協議会とセンターとの連携を通じた支援ネットワークの構築強化を図るようお願いしたい。

まずは、都道府県におかれては、各都道府県内のどの市町村にどのような協議会があるのか、どの部署がその窓口となっているのかをリスト化するなど、センターが行う支援ネットワークの構築強化に係るバックアップをお願いしたい。その上で、都道府県とセンターにおいて、適宜、支援ネットワークの構築強化に係る情報の整理・共有や具体的な連携手法の検討等を協働して行う。

次に、都道府県内全域の各種協議会と具体的に連携するに当たっては、例えば、北海道札幌センターが旭川市の基幹相談支援センターとの連携から、旭川市自立支援協議会との協働へと発展し、啓発研修や事例検討、個別支援等といった多様な取組を、効果的かつ一体的に図っているように、その市町村で特徴的な協議会に焦点

を絞って接触を図るなど、地域の実情を考慮して連携し、支援ネットワークを構築強化する。

なお、センターが市町村や各種協議会等と接触を図る際には、例えば、大阪センターが大阪府との定期的な意見交換等を契機に、大阪府と大阪センターが協働し、府内の43市町村への訪問（事業説明・意見交換等）を実現に結び付けたように、都道府県が市町村との連絡調整等といった橋渡し役を担い、センターと市町村との接触機会にも同行するような取組を行うなど、都道府県とセンター双方の強みが生かされるような協働をお願いしたい。

イ 協議体を活用した連携強化の推進

協議体を活用した連携強化の推進においては、以下のような取組を行うことで、各種協議会に参画する構成メンバー等への理解啓発を促し、協議体を活用した多分野・多職種による支援ネットワークの構築強化を図るようお願いしたい。

具体的には、センターと各種協議体に参画する官民・多機関の構成メンバー等が広く協働し、司法と福祉が効果的に支援ネットワークを構築していくための仕掛けとして、例えば、（自立支援）協議会による矯正施設・更生保護施設等の視察（事例検討含む）や当事者勉強会、依存症回復施設でのプログラム参加等の企画・立案をセンターが主体的に行い、共に取り組むことで、センターと協議体構成メンバーとの連携を意図的に促進させるようお願いしたい。

(3) 被疑者等支援業務について

被疑者等支援業務は、センターが実施するいわゆる入口支援（被疑者・被告人の段階からの福祉的支援）として、令和3年度に全48センター中37センターにおいて実施を開始し、令和6年度において初めて全てのセンターで実施する体制となった。また、本業務における弁護士連携も、47センターで実施しており、未実施のセンターにおいても実施に向けて調整しているところである。

実践の積み重ねや本業務を実施するセンター数の増加とともに、全国的な支援件数も緩やかに増加している一方、保護観察所、検察庁、弁護士会等といった刑事司法関係機関等とのコミュニケーション不足や認識のそご等に課題があるといった声も聞かれている。

このような場合においては、令和4年3月8日付け事務連絡において、原則、実施することを明示しているとおおり、関係機関等が一堂に会する協議（ネットワーク会議等）を実施し、まずは各地域の関係機関同士が顔を合わせる機会を設けていただきたい。その上で、地域の総合力を生かした事業実施に向けた礎作りにも資するよう、本業務における課題や効果的な支援のあり方等について、担当者間で定期的に認識を合わせ、地域の特性に応じた連携体制を構築していくことが重要である。特に、人事異動等によって担当者の変更があったり、関係機関等の認識が合致しておらず業務が円滑でないと考えられたりする場合等には、随時、当該協議を活用した認識合わせを行うようお願いする。

なお、資料『「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）について』にあるように、連携する機関を当該協議へ柔軟に取り込んでいくなど、地域の特性に応じた効果的な運用も併せて検討いただきたい。

また、当課においても、当該協議に参画するなどのサポートを実施していることから、必要に応じて連絡をいただきたい。

（4）地域生活定着支援人材養成研修について

令和6年度は、これまでの講義形式による研修に加え、先進的な取組等を行っているセンターに他のセンターから研修受講者が赴いて関係機関との連携手法や支援技術等を習得する実地研修を新設し、6つのセンターで研修受講者を受け入れ、延べ8回実施した（1回につき別々のセンターから1名ずつ（合計2名）受け入れた。受入先・参加センターは以下の表のとおり。）。

実地研修を通じて得た他センターの知見や技術等を所属センターにおいて活用することによって、センター間の年間支援件数の地域差の緩和や各センターの支援の質の向上につながるだけでなく、当該研修を通じて顔の見える関係になることで、他センターとの広域調整を円滑にし、全国的な支援の質の向上に資する効果も期待できる。

こうした効果を期待し、令和7年度においては、可能な限り、実地研修に係る受入先センターの数や受入れ回数の枠を広げることを検討している。しかし、それでもなお、受入れには限りがあるため、支援件数や支援ネットワークの構築状況等のほか、地域差の緩和の観点を踏まえ、より高い研修効果を得られることが見込まれ

るセンターをあらかじめ選定することも検討しているが、詳細については追ってお知らせすることとする。

また、講義形式による研修も引き続き実施する予定であり、実態や階層に合わせたカリキュラム構成のほか、一部を参集形式にすることも含めた内容の変更も検討している。

令和6年度の研修においては、全48センター中46センターからの受講があったところであるが、令和7年度においては、全てのセンターにおいて研修を受講いただけるよう、職員の積極的な受講勧奨をお願いする。

【研修受講者を受け入れたセンター・実地研修に参加したセンター】

受入先センター	参加センター
札幌	千葉、愛知
新潟	秋田、福島
愛知 (2回受入れ)	(1回目) 埼玉、和歌山 (2回目) 香川、沖縄
大阪 (2回受入れ)	(1回目) 釧路、鳥取 (2回目) 神奈川、新潟
奈良	栃木、岐阜
福岡	徳島、宮崎

(5) 都道府県担当者会議について

令和6年度は、地域生活定着促進事業の現状、課題、取り組むべき事項等について共通認識を得て、事業の一層の推進に資するよう、約10年振りに都道府県担当者会議をオンラインで開催した。

令和7年度においても、引き続き同会議を開催し、事業に対する共通認識を得るにとどまらず、全国に広がっている官民協働の支援ネットワークの構築等の好取組を共有しつつ、都道府県担当者同士がより一層のつながりを持ち、事業の更なる発展の機会としたい。

なお、開催時期や会議形態等については、おおむね令和6年度同様と考えている

が、詳細については追ってお知らせすることとする。

4 その他

(1) 都道府県補助に係る予算確保・執行について

都道府県におかれては、センターが生きづらさを抱えた人等に対して寄り添った支援を継続していくことができるよう、各センターの業務量に応じ、必要な事業費の都道府県補助に係る予算の確保・執行をお願いする。

なお、業務量を検討する際には、各業務の支援件数の推移に加え、令和7年度予算案に追加している官民協働の支援ネットワークの構築強化を確実に実施していただくことも考慮いただきたい。

(2) 委託先の選定について

地域生活定着促進事業においては、センターが関係機関等との連携を図りつつ、生きづらさを抱えた人等のニーズに支援を届け、地域における支援ネットワークを構築していくことが肝要である。

この点に関し、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」の「3 事業の一般原則」において、利用者に対して常に懇切で誠意ある態度で接するよう心掛けて意思や主体性を最大限に尊重すること、個人情報保護のため適切な措置を講じること、地域の総合力を生かした事業実施を行うこと等を示している。

これらを踏まえ、委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく、事業の質の確保等の観点についても十分に考慮いただくようお願いする。

令和7年度予算案額 412億円の内数 (384億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現を図る**とともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

実施主体

都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）【補助率：3/4】

事業内容

- コーディネート業務**
→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。
- フォローアップ業務**
→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。
- 被疑者等支援業務（令和3年度から開始）**
→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。
- 相談支援業務**
→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とする者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。
- 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**



追加

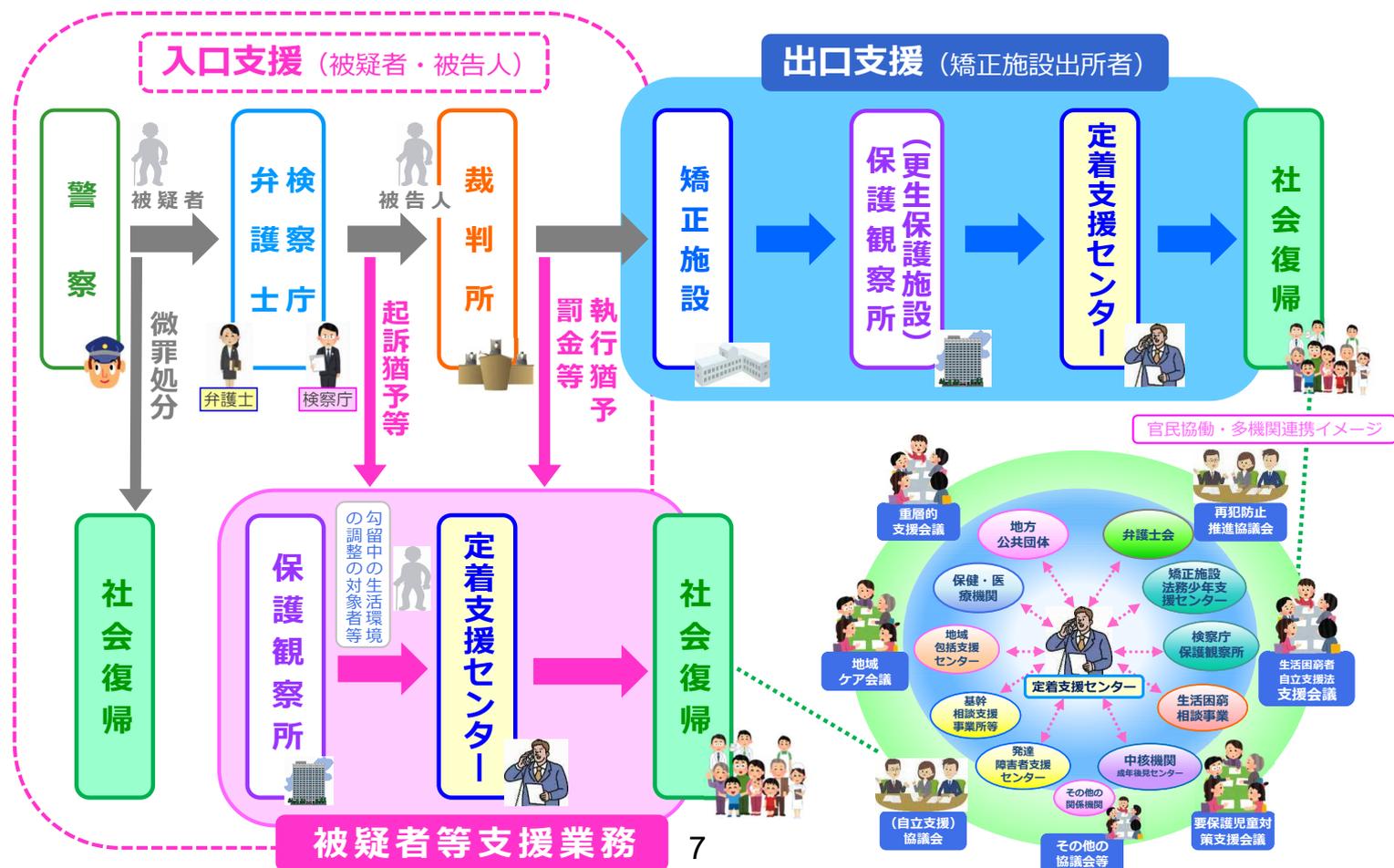
- ① 官民協働の支援ネットワークの構築強化費
- ② 協議体を活用した連携強化推進費



→センターは、(ア) 刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、(イ) 当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

地域生活定着支援センターの業務フロー – 地域の総合力を生かした事業実施 –

●入口支援及び出口支援のいずれにおいても、**官民協働・多機関連携**による地域全体での支援体制が重要。



地域生活定着支援人材養成研修事業

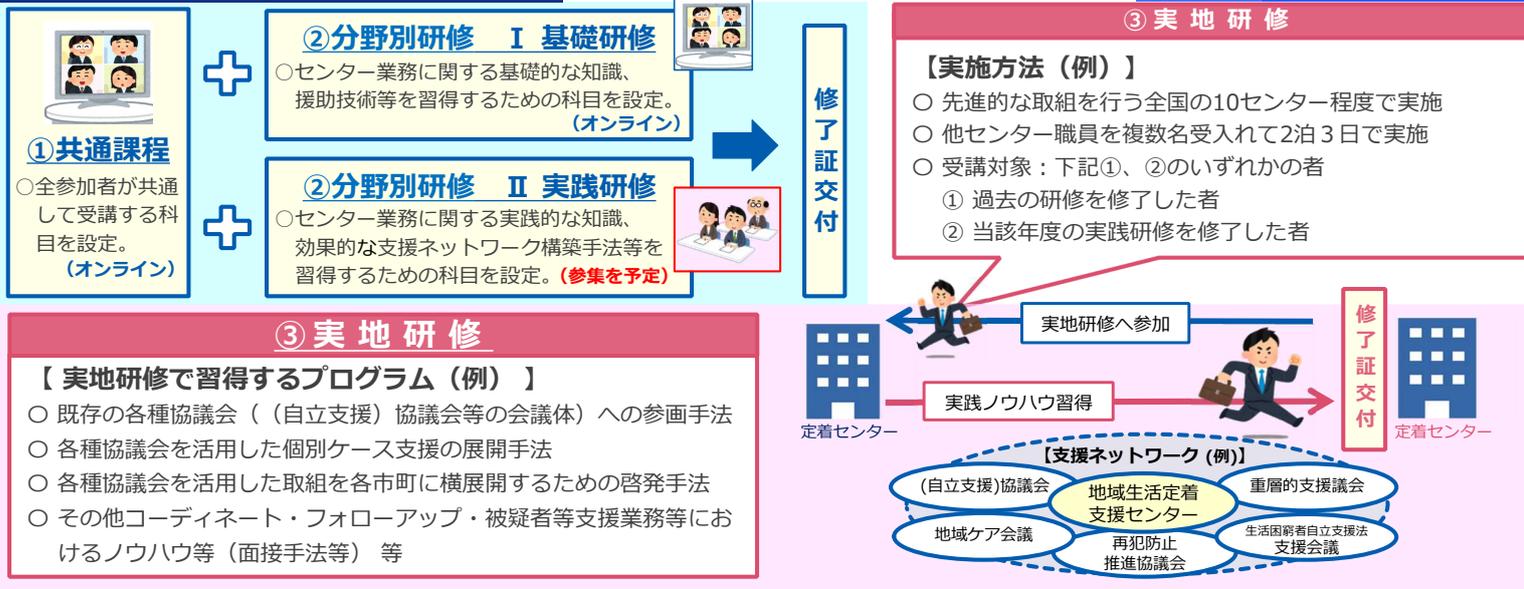
令和7年度当初予算案 14百万円 (15百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多様で複合的な課題を有する高齢又は障害のある犯罪をした者等への支援を適切に行えるよう、地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の職員に十分な専門性を身に付けさせるとともに、全国各地の先進的な事例や取組等を収集し、効果的に啓発周知・広報を行うことで、全国的に一定の支援の質を確保しつつ、更に向上させることを目的とする。
- センターの全国的な傾向として、既存の各種協議会等を含めた社会資源と連携した支援ネットワークの構築が必ずしも十分に進んでいないことに鑑み、令和7年度の地域生活定着促進事業において、「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務を全てのセンターで確実に実施できるよう、新たに「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を追加した。
- これらの状況を踏まえ、引き続き、講義形式による研修に加え、支援ネットワークの構築等について先進的な取組を行っているセンターにおいて「実地研修」を行い、実践的なノウハウ等を身に付けさせ、支援ネットワークの構築強化や事業の効果的・効率的な実施の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

実施主体 国（公募による委託）

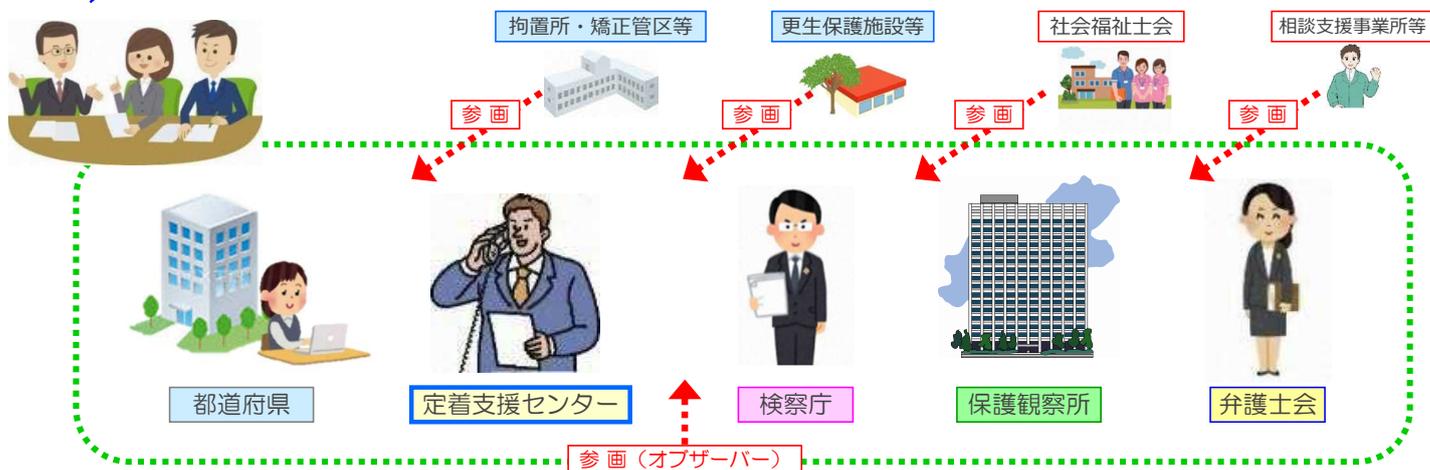


「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容(例)

1. 各機関の業務内容の確認等
2. **弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認**（共通認識）
3. ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4. 効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5. 円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

Point
定期的に実施



■ 現地の要請に応じて、当課（主として矯正施設退所者地域支援対策官）も適宜サポート（各地での勉強会等にも参画）

<R3年度実績>：岩手、千葉、石川、鳥取、長崎、沖縄 <R4年度実績>：千葉、長崎 <R5年度実績>：千葉、大阪
<R6年度実績>：千葉、奈良、神奈川

連 絡 事 項

第1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられてきたところである。

共同募金は、地域で募金が行われ、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等による社会福祉を目的とする事業活動に幅広く還元されるものであり、その運営には国民から高い関心が寄せられている。

各自治体におかれては、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく上で、共同募金の活性化が地域福祉の向上や地域の問題解決の有用なツールとなり得るものであることを十分にご理解いただき、引き続き、地域住民への普及・啓発など、必要な協力・支援をお願いしたい。

第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

令和7年度の大員表彰実施に際しては、後日、実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼を行うこととしており、推薦調書については、例年より1ヶ月前倒しし6月を提出期限とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰については、推薦後の取下げ等が生じないように、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

【参考】全国社会福祉大会日程（予定）

令和7年11月12日（水）浅草公会堂大ホール（台東区浅草）

第3 無料低額診療事業について

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、法人形態によっては、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

平成30年には、無料低額診療事業について、

- ・ 被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、同事業を行う施設に周知・指導等を行っていただきたいこと
- ・ 院内で行った投薬に係る費用も診療額の減免額に含めて差し支えないこと
- ・ 管内の無料低額診療事業を行う施設の一覧をホームページ等で周知していただきたいこと

等を通知でお示ししたところである。（平成30年1月18日付課長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」）

無料低額診療事業は、低所得者等に対して必要な医療を提供する上で一定の福祉的役割を果たしており、各自治体におかれては、引き続き、無料低額診療事業に係る周知、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携、支援ネットワークへの参加の促進等に取り組んでいただきたい。

第4 その他

令和5年12月22日に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、「日本赤十字社に対する寄附金などの現金を取り扱う事務については、当該事務の適正な実施に関する取組を試行し、令和6年度中に当該取組を地方公共団体へ周知する。」とされたところである（令和2年地方分権改革に関する提案募集提案事項の管理番号244関係）。

これを受け、神戸市及び日本赤十字社兵庫県支部において、市が極力現金を取り扱わないよう試行的取組（・原則として寄附者は専用振込用紙で同支部に直接振込

又は指定日に区役所等において同支部職員に直接手渡、・同市が行う日本赤十字社に係る活動経費等の支出は請求書に基づき同支部が支払い又は振込等)を進めており、情報提供する。

試行の状況や他団体の導入の情報については、試行の結果を踏まえて今後情報提供する。

参 考 资 料

令和7年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和7年度 予算(案)額	2兆9,465億円
令和6年度 当初予算額	2兆9,641億円
差 引	▲176億円
《令和6年度補正予算額	480億円》

※ こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む。

※ 令和7年度予算（案）額においては、退職手当共済事業給付費補助金について、こども家庭庁に移管した分を除く。

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等	
3 困難な問題を抱える女性への支援の推進	
4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
II 生活保護制度の適正な実施	8
1 生活保護に係る国庫負担	
2 生活保護の適正実施の推進	
3 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	12
1 福祉・介護人材確保対策の推進	
2 外国人介護人材の受入環境の整備等	
3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV 災害時における福祉支援	17
1 災害時における見守り・相談支援等の推進	
2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
3 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進【拡充】 718億円※（543億円※）
《令和6年度補正予算 1.5億円》

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

また、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）において、重層的支援体制整備事業においても住まいの支援が明確化されたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して入居継続支援を行う。

（参考）令和6年度補正予算

- 重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化 1.5億円
改正生活困窮者自立支援法の施行を見据え、重層的支援体制整備事業における居住継続支援体制の整備を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 9.4億円（12億円）
《令和6年度補正予算 0.5億円》

包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備や都道府県による市町村への後方支援（都道府県内連携会議の開催や人材養成研修の実施等）への支援を行う。また、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村も含め、包括的な支援体制整備に従事する者等の人材養成を行う。

（参考）令和6年度補正予算

- 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業 51百万円
市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、都道府県による実態調査やヒアリング等の実施、アドバイザー派遣等の取組を促進する。

2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進等 760億円※（657億円※）

《令和6年度補正予算 80億円》

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

① 生活困窮者の住まい支援や就労支援・家計改善支援の強化【拡充】

改正生活困窮者自立支援法に基づき、住まいに関する相談対応から入居後までの、切れ目のない住まい支援の強化を図る。また、就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進など、生活困窮者に対する支援体制の更なる強化を図る。

<主な改善内容>

○ 住まいに係る相談機能等の充実

福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう、生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関への「住まい相談支援員」の配置などによる体制整備を図る。

○ 住居確保給付金における転居費用の支給

住居確保給付金において、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

○ 居住支援事業の強化

一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、シェルター事業と地域居住支援事業のいずれかの実施を努力義務とする。

○ 家計改善支援事業の補助率引上げ（補助率を1/2→2/3）

家計改善支援事業と、就労準備支援事業、自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保することを原則として、家計改善支援事業の補助率を一律2/3に引き上げる。

○ 就労準備支援事業・家計改善支援事業への過疎地域加算の導入

就労準備支援事業・家計改善支援事業について、過疎地域における支援コストの大きさに着目して、過疎地域加算を新たに設ける。

○ 生活困窮者向け事業と被保護者向け事業の一体的実施

被保護者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を未実施の場合など、福祉事務所が認めた被保護者が生活困窮者向けの各事業を利用できるようにすることで、両制度での一体的な支援を進める。

○ その他の生活困窮者自立支援の更なる推進・強化

- ・ 令和6年度に設計する研修カリキュラムに基づき、現任者向け（ステップアップ）研修を新たに実施する。
- ・ 福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進する。

(参考) 令和6年度補正予算

- **生活困窮者自立支援の機能強化事業** 46億円
各自治体の自立相談支援機関等において、改正生活困窮者自立支援法の施行を見据えた居住支援体制の整備、NPO法人等と連携した緊急対応の強化、特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化等を行う。
- **生活困窮者等支援民間団体活動助成事業** 5.2億円
生活困窮者及びひきこもりの状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。
- **就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援事業** 1.2億円
就労準備支援事業・家計改善支援事業が未実施の市等において、都道府県が主体となって両事業を時限で実施することにより、事業の空白区をなくすとともに、未実施自治体における広域実施に向けた環境整備を行う。
- **生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業** 1.0億円
生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。
- **都道府県による研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げ等支援事業** 38百万円
都道府県において、研修の実施に向けた体制整備を行うとともに、支援員の質の向上やノウハウの共有などを行うネットワークづくりとして、中間支援組織の立ち上げを促進する。
- **生活福祉資金業務システム等改修事業** 5.1億円
生活福祉資金貸付事務のオンライン化に向けて、システムの設計・構築のための要件整理を実施する。また、既存の債権管理システムについて、基盤更新を行う。
- **生活困窮者自立支援統計システムの改修** 1.0億円
改正生活困窮者自立支援法の施行に伴い、住まいの相談体制を拡充することに伴って必要となる、住まいに係る相談記録・支援状況の入力や統計情報を作成するためのシステム改修を実施する。

等

② ひきこもり地域支援センター等の整備の促進、支援者支援の強化【拡充】

16億円（16億円）

ひきこもり状態にある方やその家族への支援を充実するため、市区町村での相談支援体制の構築に必要な準備費用に対し補助を行うなど、市区町村でのひきこもり地域支援センター等の設置を促進する。

また、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業を実施していない管内市区町村に対するサポートを強化することにより、市区町村における支援体制の構築を推進する。

(2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【拡充】

40億円（39億円）

《令和6年度補正予算 20億円》

「第4次自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、子ども・若者への対策を含め、地域の実情に応じた継続的な自殺対策や民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」による支援を推進する。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 地域における自殺対策の強化

20億円

「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援や、地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援、社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援を行う。

3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

51億円（52億円）

《令和6年度補正予算 2.0億円》

(1) 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進【新規】

官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する新たな事業を実施し、潜在化している多様な支援ニーズに対応できる支援体制を構築する。

(参考) 令和6年度補正予算

- 官民協働等女性支援加速化事業 2.0億円
公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着などを行う事業をモデル的に実施する。

(2) 女性相談支援センター（一時保護所）や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、女性自立支援施設における就職支援等の充実及び支援の質の向上に向けた取組を推進する。

(3) 女性支援を担う者の育成・支援の強化【拡充】

複雑化・多様化する相談に対応する女性相談支援員等の負担軽減と支援の質向上のため、有識者や女性支援職員OB等が知識や経験を生かして困難事例等に対するスーパーバイズを実施するとともに、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるよう研修体系の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等

9. 4億円(10億円)

都道府県において、市町村の体制整備等を支援するため、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施することに加え、新たに法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組を実施する。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時の関係機関の役割調整等に加え、後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行うなど、中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業等の実施

0. 8億円(1. 2億円)

《令和6年度補正予算 4. 2億円》

成年後見制度の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題への対応を含めた持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業 4. 2億円

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施する。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆7,808億円（2兆7,927億円）

生活保護を必要とする者に対して適切に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

※ 生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。

具体的には、令和7～8年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和7年10月から実施する。

- ・令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額1,500円／人を加算
- ・加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障

(2) 保護施設事務費負担金 352億円（331億円）

保護施設等の運営に必要な経費を負担する。

(参考) 関連予算

○ 救護施設等個別支援計画作成等研修事業 5百万円

救護施設等について、入所者ごとの個別支援計画の作成が令和6年10月より義務化されたことを受け、救護施設等個別支援計画作成等研修を実施し、適切な個別支援計画の作成等を通じた支援の質の向上を図る。

2 生活保護の適正実施の推進

197億円（192億円）

《令和6年度補正予算 141億円》

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の強化等による事務の適正化を実施する自治体への支援などを行う。

また、被保護者の健康の保持・増進を図るため、被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた生活習慣病の発症・重症化予防等の取組を推進する。

<主な改善内容>

○ 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援【新規】

今般の生活保護法改正において、令和7年度から、都道府県が広域的な観点からデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村（福祉事務所）に対し、必要な助言等の支援を行う仕組みが創設されたことを踏まえ、都道府県において、データ分析に係る体制整備や市町村に対するアドバイザー派遣など、新たな仕組みの実効性を確保・向上させるための取組を推進する。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業 6.2億円

都道府県によるデータ分析等の結果を踏まえ、頻回受診等の未改善者への支援手法の確立等を図る観点から、個々のニーズを把握した上で、その抱える課題の解決に向けた支援プランを作成し、多様な関係機関の連携の下で、個別かつ集中的な支援を行う取組をモデル的に実施する。

(2) 被保護者の自立支援の推進等

被保護者が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労・社会参加、健康づくり、日常生活習慣の改善等に向けた支援を充実するとともに、入居支援や見守りなどの居住支援を行う事業を創設するなど、多様な観点から自立支援の取組を強化する。

<主な改善内容>

○ 被保護者地域居住支援事業の創設【新規】

今般の生活保護法改正において、被保護者地域居住支援事業を創設し、被保護者に対して入居支援や訪問による見守りなどの居住支援を行い、地域における自立した生活に向けた支援を強化する。

(参考) 令和6年度補正予算

- **被保護者就労準備支援等加速化事業** 17億円
被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の法定化を受け、これらの事業の未実施自治体に対し、早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を行う。
- **被保護者に対する金銭管理支援** 13億円
依存症を抱えるなど金銭管理に課題がある被保護者に対し、本人の希望を前提に、生活費の適正な管理を支援することにより、生活の安定や自立につなげる。
- **災害時情報共有システム改修事業** 50百万円
災害発生時において、保護施設等の被害状況などを国・自治体リアルタイムに共有し、被災施設等への迅速・適切な支援が可能となるよう、「災害時情報共有システム」の対象施設に保護施設等を追加する。
- **貧困ビジネス対策事業** 4.2億円
いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、都道府県等において、無料低額宿泊所（無届を含む）の実態等に関する情報収集や管内担当職員への情報共有を強化し、不適切な事例に迅速に対応可能な体制を構築する。また、福祉事務所（ケースワーカー）による不適切な物件・事例に関する情報収集や、こうした事案における被保護者への転居支援の取組を強化する。
- **生活保護業務のデジタル化調査研究事業** 94百万円
被保護者就労準備支援事業の法定化など令和7年度以降の実施が予定される制度見直し等に関する自治体の基幹システムへの反映について、令和6年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため調査研究を行い標準仕様書の改定を行う。
- **生活保護業務関係システム改修事業** 20億円
生活保護の制度見直し等に対応するため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行うとともに、国の生活保護業務データシステムを改修する。
- **医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・指定薬局への補助** 75億円
医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピュータシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。
- **被保護者の保健指導情報とのデータ連携** 1.9億円
被保護者の保健指導情報を集積・収集できるようにするため、特定健診等データ収集システム等の機能拡張を図るために必要なシステムの改修等を行う。
- **医療扶助等におけるDX推進調査研究事業** 1.5億円
医療DXや介護DXの取組を踏まえ、医療扶助・介護扶助への影響や今後の在り方等について調査研究を行う。

3 都道府県等における指導・監査体制の確保

18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

なお、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）を踏まえ、計画的な見直しを行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・処遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護のしごと魅力発信等事業

4. 0億円（4. 4億円）

（都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>）

介護の仕事のイメージアップ、理解促進を図るため、民間事業者によるネット広告等を用いた情報発信や介護の体験・参加型イベントの開催、介護職自らが主体となる情報発信などの支援を行う。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

（参考）令和6年度補正予算

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業

4. 1億円

介護福祉士資格の取得を目指す者等が安心して修学できる環境を整備するため、都道府県が養成施設入学者に対して行う修学資金の貸付を確実に行うことができるよう、事業継続に必要な貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営を確保する。

○ 山脈型キャリアモデル普及促進モデル事業

5. 0百万円

介護職員のキャリアパスをマネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対する介護の知識や技術の指導を行うことなど、複数の選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにするキャリアモデル（いわゆる「山脈型キャリアモデル」）の普及・浸透を目指し、導入を検討している事業所に対して民間事業者による支援を行い、効果・課題把握等を行う。

○ 介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

7. 8百万円

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、民間事業者の介護未経験者等を対象としたマッチング機能等を活用するモデル事業を実施し、これまでの介護に関わりのなかった層が有償ボランティアとして未経験者でも行うことのできる様々な周辺業務を行うこと等により、地域住民と介護現場への接点を増加させることで、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

- 潜在介護福祉士等就職支援モデル事業 22百万円
福祉人材センターの強みを生かし、事業所訪問等を通じた事業所の状況把握を行うとともに離職した介護福祉士等に対するのきめ細かな再就職支援等を行う。

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4.0億円(4.0億円)
《令和6年度補正予算 3.5億円》

福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。

(参考) 令和6年度補正予算

- 日本社会事業大学施設整備・環境整備事業 3.5億円
長期的な施設利用のために必要となる改修工事の実施及び大学教育のデジタル化推進のための環境整備を行う。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【拡充】 5.9億円(5.6億円)
《令和6年度補正予算 4.2億円》

(一部事業分：地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>)

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修や介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

<主な改善内容>

- 外国人介護人材に対する巡回訪問・相談窓口の体制拡充
訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問や相談窓口の体制強化を図る。
- 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築(外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化)
日本で就労経験のある帰国者(外国人介護労働者)を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

(参考) 令和6年度補正予算

- 外国人介護人材獲得強化事業 2. 7億円
海外現地での働きかけを強化するため、都道府県と連携し、海外現地で人材確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等への支援及び特定技能試験（介護技能評価試験・介護日本語評価試験）の試験会場等の拡充を行う。
- 外国人介護人材定着促進事業 1. 4億円
介護現場における円滑な就労・定着を促進するため、都道府県と連携し、翻訳ツールの導入・活用を図る事業所等への支援を行うほか、外国人向けの資格取得支援講座を実施する地域の職能団体等に対し、スーパーバイズ等の支援を行う。
- 外国人介護人材巡回訪問システム改修事業 10百万円
外国人介護人材の受入事業者への巡回訪問を行う実施機関の体制強化を図るため、訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認等を円滑に実施できるよう、巡回訪問に係るシステム改修を行う。

(2) 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2. 4億円（2. 5億円）

（一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>）

経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援【拡充】

3. 5億円（3. 5億円）

《令和6年度補正予算 1. 0億円》

小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業の試行やICT化を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(参考) 令和6年度補正予算

- 社会福祉法人の連携・協働支援事業 1. 0億円
地方公共団体に対し、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議の開催を支援するほか、社会福祉法人に対し、社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた設立準備会や合同研修会の開催、先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施について支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

86億円※(283億円)

※ 児童福祉に係る施設・事業分(206億円)はこども家庭庁において計上
《令和6年度補正予算 68億円》

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(参考) 令和6年度補正予算

- 社会福祉施設職員等退職共済事業給付事業 68億円
ICTシステムの活用により今後見込まれる退職手当の支給の早期化等に対応するために必要な給付費の一部を補助する。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

53億円(49億円)

《令和6年度補正予算 12億円》

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

<参考：財政投融资資金計画案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,309億円
〔福祉貸付	1,190億円〕
〔医療貸付	1,119億円〕

② 貸付条件の主な改善

- ・ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の拡充並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設

(参考) 令和6年度補正予算

- 独立行政法人福祉医療機構におけるコロナ融資償還の相談受入等体制の強化 12億円
新型コロナウイルス対応支援資金の貸付先である中小規模の医療機関及び福祉関係施設等が元金の償還開始により廃止等に追い込まれることのないよう、福祉医療機構において体制を整備し、丁寧な返済相談等を実施する。

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4. 4億円 (4. 4億円)

《令和6年度補正予算 4. 1億円》

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 隣保館の耐災害性強化

4. 1億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 77億円（93億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.2億円（8.2億円）

《令和6年度補正予算 18億円》

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 被災者見守り・相談支援事業 18億円

令和6年能登半島地震においては、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災者の方々が安心して日常生活を営むことができるよう、能登地域等において「被災者見守り・相談支援事業」を実施する。

(参考) 令和6年度補正予算

○ 地域福祉推進支援臨時特例交付金 98億円

令和6年能登半島地震において、高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 4億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付や応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3 災害時における福祉支援体制の整備推進

4. 1億円（4.1億円）

（1）災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】

災害時における避難所等での要配慮者支援のための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の災害時対応能力の一層の向上を図るため、都道府県における災害福祉支援コーディネーターの配置や、DWATが災害時において迅速な初動対応を行うために必要なロジスティック面での対応、都道府県における研修や訓練の実施を支援する。

（2）災害ボランティア活動への支援の推進

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の充実を図るため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

(参考) 社会・援護局の組織見直し(案)

【令和6年度】

⇒

【令和7年度(案)】

総務課

- ・局内調整、日本赤十字社、地域生活定着支援センター

自殺対策推進室

女性支援室

保護課

- 保護事業室
- 自立推進・指導監査室

地域福祉課

- ・民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会
- ・ひきこもり
- ・地域福祉計画、寄り添い、地方改善その他地域福祉

地域共生社会推進室

生活困窮者自立支援室

成年後見制度利用推進室

消費生活協働組合業務室

福祉基盤課

- ・社会福祉法人制度、経営指導、(独)福祉医療機構、退職手当共済
- ・災害福祉、福祉サービス評価
- ・その他社会福祉施設の施設運営の調整

福祉人材確保対策室

総務課

- ・局内調整、日本赤十字社、地域生活定着支援センター

自殺対策推進室

保護課

- 保護事業室
- 自立推進・指導監査室

地域福祉課

- ・民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会
- ・ひきこもり
- ・地域福祉計画、寄り添い、地域改善その他地域福祉

地域共生社会推進室

生活困窮者自立支援室

成年後見制度利用推進室

女性支援室

福祉基盤課

- ・社福法人制度、経営指導、(独)福祉医療機構、退職手当共済
- ・災害福祉、福祉サービス評価
- ・その他社会福祉施設の施設運営の調整

福祉人材確保対策室

消費生活協働組合業務室